

2010年5月

車上作動処理委託契約事業者 各位

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

「エアバッグ類車上作動処理業務規約」の改訂について

平素はエアバッグ類の処理業務にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、「エアバッグ類車上作動処理業務規約」（以下「業務規約」）及びこれに関連する参考資料については、記載内容の明確化等の目的で2009年10月に一部改訂を行いました。今般、不適正な車上作動処理業務を発見した場合の措置等について、以下のとおり新たにその一部を改訂することといたしました。

つきましては、本改訂内容をご確認いただくとともに、今回の改訂についてご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改訂日

2010年6月1日（火）

2. 主な改訂内容

- (1) 一時停止措置の採用（業務規約の改訂）
- (2) 登録取消・一時停止要件の具体的事例の追加明示（参考資料の改訂）

※業務規約の具体的な改訂内容は、【参考2】改訂項目の新旧対照表（下記添付資料②）をご確認ください。

3. 添付資料

- ①【参考1】登録取消・一時停止要件の主な該当例について（今回改訂版）
- ②【参考2】改訂項目の新旧対照表
- ③エアバッグ類車上作動処理業務規約（今回改訂版）★
- ④エアバッグ類車上作動処理における遵守事項★

★③及び④は重要な書類ですので、紛失しないよう確実に保管してください。

4. 注意事項

既にご承知のとおり、車上作動処理業務は自動車製造業者等との委託契約締結（加入登録）により実施いただいております。

今後、エアバッグ類装備車両及び装備個数はますます増加していく傾向にありますが、現地監査等で不適正な車上作動処理業務が発見され、業務規約に基づき登録取消・一時停止の措置となった場合、エアバッグ類は全て取外回収でご対応いただくこととなります。

また、上記措置状況については、業務規約第7条第4項に基づき、国および所管する自治体等に当該措置の状況を報告する場合がありますのでご承知おきください。

以上

今後も適正な車上作動処理業務の実施をお願いいたします。

自動車再資源化協力機構

TEL:03-5405-6155/E-mail:info@jarp.org

【参考1】登録取消・一時停止要件の主な該当例について

以下は、エアバッグ類車の上作動処理業務規約「第7条第1項」に該当する主な例です。

本条項に該当した場合、車の上作動処理委託契約業者としての登録が取り消される、または車の上作動処理業務が一時的に停止されることがありますので、内容を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(下線部は業務規約の改訂箇所、太字は該当例の明示箇所)

登録取消・一時停止要件	主な該当例
第7条(登録の取消し、業務停止等)	
1. 加入事業者 ¹ に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車の上作動処理業務を一時停止することができるものとします。	
(1) 本規約の各条項及び別紙「車の上作動処理における遵守事項」(以下「別紙」といいます)に定める条件に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき ※1	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車メーカー等が提供する「適正処理情報」等に記載している車の上作動処理の作業手順・作業方法を守っていない。 ※不適正な作業手順・作業方法の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ドアを閉めガラス等の飛散防止をしていない。 ・通電時の距離確保と遮蔽物の設置をしていない。 ・エアバッグ類を車台から外し、シートの上等で作動処理を実施している。 ■近隣からの苦情等が発生した場合に、迅速な対応、改善を行わない。 ■管理台帳の記入状況や記入内容に不備がある。 ■車の上作動作業実施後に速やかにエアバッグ類引渡報告を行っていない。 ■基本的に車の上作動処理を行っていない(取外回収を行っていない)。 ■現地監査・台帳監査・臨時監査等の調査受け入れを拒否する。 ■現地監査・臨時監査当日の「報告書兼確認書」の取り交わしを拒否する。 ■現地監査・台帳監査・臨時監査等で改善指摘があった場合に、改善の拒否または改善報告の提出を行わない。
(2) 申込書の記載内容に虚偽があったとき	■事業者/事業所情報の記載に虚偽がある(例:虚偽の事業所住所等を申請していた場合)。
(3) 車の上作動処理実施の報告内容に虚偽があったとき	■使用済自動車の未作動エアバッグ類の車の上作動処理を行っていないにもかかわらず、(管理台帳に実績記録を記入し)エアバッグ類引渡報告をしている。
(4) 車の上作動処理の実施にかかる情報を記録していないとき	■管理台帳を作成していない。
(5) 自動車リサイクル法 ² もしくは関連法令に違反したとき、または、そのおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■使用済自動車の未作動エアバッグ類の車の上作動処理を行わずに後工程に引き渡し、または引き渡そうとしている(引き渡され得る状況にある場合を含む。) ■使用済自動車の未作動エアバッグ類の車の上作動処理を行わずにネットオークション等で転売し、または転売しようとしている(転売され得る状況にある場合を含む。) ■使用済自動車の未作動エアバッグ類の車の上作動処理を行わずにハーフカット輸出等を行い、または輸出等を行おうとしている(輸出等が行われ得る状況にある場合を含む。)※3 ■関連法令(廃棄物処理法等)に違反した。
(6) 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき	■自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けた。
(7) 継続的に車の上作動処理の実施及び引渡実施報告がないとき ※2	■12ヶ月連続して車の上作動処理の実績がない。
(8) 車の上作動処理業務を適切に行うことができないと認められる事由が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■取り外したエアバッグ類を正当な理由なく保管している。 ■他車の未作動エアバッグ類を混入したまま、後工程へ引き渡し、または引き渡そうとしている(引き渡され得る状況にある場合を含む。)
(9) その他車の上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■現地監査等において、暴力・威嚇等を行った。 ■(廃業等により)連絡が全くとれなくなった。

※1 改善を求めた際に是正されても、当該違反が複数回発生した場合は、是正がないものと判断します。

※2 規約・遵守事項改訂日(2009年10月1日)より、車の上作動処理の実施及び引渡実施報告の有無の判定を開始します。

※3 ハーフカット作業は、車の上作動処理作業を実施してから行ってください。(ハーフカット後に車の上作動処理を行うことは安全上大変危険です。)

作成:2009年10月1日

改訂:2010年6月1日

【参考2】改訂項目の新旧対照表

<エアバッグ類車上作動処理業務規約>（下線部は改訂箇所）

改訂	現行
<p>第7条（登録の取消し、業務停止等）</p> <p>1. 加入事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止することができるものとします。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) <u>自動車リサイクル法もしくは関連法令に違反したとき、またはそのおそれがあるとき</u></p> <p>(6) ～(7) 略</p> <p>(8) <u>車上作動処理業務を適切に行うことができないと認められる事由が生じたとき</u></p> <p>(9) <u>その他車上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき</u></p> <p>2. <u>自再協は、前項の規定に基づき加入事業者の登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止する場合は、当該加入事業者が再度加入事業者として登録するため、または一時停止を解除するために自再協が必要と認める条件を付することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>自再協が第1項に基づき車上作動処理の登録を取り消す場合、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止する場合は、事前に加入事業者へその旨を通知した後、登録を取り消した旨または車上作動処理業務を一時停止した旨の通知書を送付します。車上作動処理は、登録の取り消しの場合にあつては通知書に記載の日以降、車上作動処理業務の一時停止の場合にあつては一時停止の期間中、行うことができないものとします。</u></p> <p>4. <u>自再協は、第1項に基づき車上作動処理の登録を取り消した場合、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止した場合において、公益上の必要性が認められるときは、当該措置の内容に関する情報を開示・公表することができるものとします。</u></p>	<p>第7条（登録の取消し）</p> <p>1. 加入事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) 自動車リサイクル法または関連法令に違反したとき</p> <p>(6) ～(7) 略</p> <p>(8) その他車上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき</p> <p>2. 自再協が前項に基づき車上作動処理の登録を取り消す場合は、事前に加入事業者へその旨を通知した後、登録を取消した旨の通知書を送付します。車上作動処理は通知書に記載の有効日をもって行えなくなるものとします。</p>
<p>第17条（損害賠償）</p> <p>加入事業者は、加入事業者の故意・過失または自動車リサイクル法、関連法令もしくは本規約に違反する行為により、第三者（<u>自己の役員及び従業員を含みます。</u>）に損害が生じた場合、自らの責任と費用負担において、当該第三者への対応を行い、かつ当該損害の賠償をするものとし、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第17条（損害賠償）</p> <p>加入事業者は、加入事業者の故意・過失または自動車リサイクル法、関連法令もしくは本規約に違反する行為により、第三者に損害が生じた場合、自らの責任と費用負担において、当該第三者への対応を行い、かつ当該損害の賠償をするものとし、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第18条（事業者情報の取扱）</p> <p>2. 自再協は前項に規定した加入事業者の事業者情報を、エアバッグ類の車上作動処理に関する業務、車上作動処理委託料金の支払に関する業務、その他本規約に関連する業務以外に使用しないものとします。但し、加入事業者の同意がある場合、当該情報が既に公知又は公用となっている場合、法令等により情報の提供が求められた場合、その他公益上の必要性が認められる場合に自再協は事業者情報を開示・公表することができるものとします。</p>	<p>第18条（事業者情報の取扱）</p> <p>2. 自再協は前項に規定した加入事業者の事業者情報を、エアバッグ類の車上作動処理に関する業務、車上作動処理委託料金の支払に関する業務、その他本規約に関連する業務以外に使用しないものとします。但し、加入事業者の同意がある場合、当該情報が既に公知又は公用となっている場合、法令等により情報の提供が求められた場合、その他公益上の必要性が認められる場合に自再協は事業者情報を開示することができるものとします。</p>

エアバッグ類車上作動処理業務規約

第1章 総則

第1条（総則）

1. 一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下「自再協」といいます）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます）に基づくエアバッグ類の取外回収等の再資源化行為を適正かつ円滑に行うことを目的として、自動車製造業者等からの委託を受け、エアバッグ類の再資源化行為を適正・確実かつ効率的に果たすべく「エアバッグ類車上作動処理業務規約」を定めます。
2. 本規約は、次条第1号に定める加入事業者が、エアバッグ類の車上作動処理を行うにあたって遵守する事項等を定めるものです。なお、車上作動処理における手続き、実務等の詳細は、自動車製造業者等及び自再協が提供する車上作動処理の方法等に関する情報に従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義で本規約上特に定める他は、自動車リサイクル法において定めるところによるものとします。

- (1) 「加入事業者」とは、自動車リサイクル法第60条に基づき、解体業者の許可を受けた者のうち、本規約第5条に基づいて加入登録がなされた者をいいます。
- (2) 「自動車製造業者等」とは、自動車リサイクル法第2条に定める自動車製造業者等及び指定再資源化機関のうち、車上作動処理に関して自再協との間で業務委託契約を締結した者をいいます。
- (3) 「指定再資源化機関」とは、自動車リサイクル法第106条に規定された業務を行うものとして同法第105条に基づいて指定された法人であり、具体的には（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部をいいます。
- (4) 「情報管理センター」とは、自動車リサイクル法第115条に規定された業務を行うものとして同法第114条に基づいて指定された法人であり、具体的には（財）自動車リサイクル促進センター情報管理部をいいます。
- (5) 「エアバッグ類」とは、自動車リサイクル法第2条に定める指定回収物品で、具体的には運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）の部分を含みます。
- (6) 「車上作動処理」とは、自動車製造業者等の委託を受けてエアバッグ類を使用済自動車または解体自動車に装備されたままの状態で作動させる方法をいいます。

第3条（法令遵守及び善管注意義務）

加入事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を尽くすものとします。

第2章 加入

第4条（加入の申込み）

車上作動処理を希望する場合は、以下の書類（以下「申込書類」といいます）により申し込むものとします。

- (1) 車上作動処理委託契約申込書（以下「申込書」といいます）
- (2) 車上作動処理に関する確認書
- (3) 周辺状況確認図
- (4) 事業所内施設配置図
- (5) 周辺状況写真

第5条（加入登録）

1. 前条の加入申込みに基づき、自再協は、申込書類の記載内容等を確認の上、当該加入申込事業者を車上作動処理の加入事業者として登録します。
2. 加入事業者として登録した後、自再協は主務大臣に対し、

自動車リサイクル法第28条におけるエアバッグ類の再資源化に係る認定申請を行ないます。認定を受けた後、加入事業者としての登録が完了した旨のシステム登録完了通知書（以下、「通知書」といいます）を送付します。

3. 前項の通知書が加入事業者へ到着した日から基本的に車上作動処理の実施が可能となります。
4. 自動車リサイクル法の本格施行開始日である平成17年1月1日より前に加入の登録がなされた場合であっても、自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車及び解体自動車に搭載されているエアバッグ類にかぎり、加入事業者は本規約に基づき車上作動処理を行なうことができますものとします。

第6条（変更等の通知）

1. 加入事業者は、前条による加入事業者としての登録後、申込内容に変更があった場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
2. 加入事業者は、自動車リサイクル法第63条に基づき解体業の許可の変更の届出を行う場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
3. 加入事業者は、自動車リサイクル法第66条に基づき解体業の許可の取消しもしくは業務の停止等の処分または類似の処分を都道府県知事等より受けたときは、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
4. 加入事業者は、以下の各号に挙げる事項が生じた場合、または生じる恐れがある場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
 - (1) 所在地、商号など、本契約の履行に重大な影響を及ぼす登記事項を変更したとき
 - (2) 解散を決議したとき
 - (3) 他の会社との合併、会社分割または事業譲渡・譲受を決議したとき
 - (4) 組織変更を決議したとき
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または裁判外の任意整理手続が開始されたとき
 - (6) 手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
5. 登録内容の変更は、自再協が当該加入事業者へ送付する通知書に記載の有効日をもって効力が発生するものとします。

第7条（登録の取消し、業務停止等）

1. 加入事業者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は当該加入事業者としての登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止することができるものとします。
 - (1) 本規約の各条項及び別紙「車上作動処理における遵守事項」（以下「別紙」といいます）に定める条件に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
 - (2) 申込書の記載内容に虚偽があったとき
 - (3) 車上作動処理実施の報告内容に虚偽があったとき
 - (4) 車上作動処理の実施にかかる情報を記録していないとき
 - (5) 自動車リサイクル法もしくは関連法令に違反したとき、またはそのおそれがあるとき
 - (6) 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消しもしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき
 - (7) 継続的に車上作動処理の実施及び引渡実施報告がないとき
 - (8) 車上作動処理業務を適切に行うことができないと認められる事由が生じたとき
 - (9) その他車上作動処理加入登録を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2. 自再協は、前項の規定に基づき加入事業者の登録を取り消し、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止する場合は、当該加入事業者が再度加入事業者として登録するため、または一時停止を解除するために自再協が必要と認める条件を付することができるものとします。

3. 自再協が第1項に基づき車上作動処理の登録を取り消す場合、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止する場合は、事前に加入事業者へその旨を通知した後、登録を取り消した旨または車上作動処理業務を一時停止した旨の通知書を送付します。車上作動処理は、登録の取消しの場合にあっては通知書に記載の日以降、車上作動処理業務の一時停止の場合にあっては一時停止の期間中、行うことができないものとします。

4. 自再協は、第1項に基づき車上作動処理の登録を取り消した場合、または期間を定めて当該加入事業者の車上作動処理業務を一時停止した場合において、公益上の必要性が認められるときは、当該措置の内容に関する情報を開示・公表することができるものとします。

第8条（登録の抹消）

1. 加入事業者としての登録の抹消を希望する場合は、加入事業者は所定の用紙にて自再協に通知するものとし、自再協は加入事業者の登録の抹消を行うものとします。

2. 加入事業者は、上記の通知を行った後は車上作動処理を行わないものとします。

第3章 加入事業者の義務等

第9条（エアバッグ類の処理方法）

加入事業者は、車上作動処理が可能な使用済自動車及び解体自動車に搭載されているエアバッグ類については、基本的に車上作動処理を行うものとします。

第10条（適正な車上作動処理）

加入事業者は、エアバッグ類の車上作動処理に際し、自動車製造業者等及び自再協が提供する車上作動処理の方法等に関する情報の作業手順及びエアバッグ類車上作動処理における遵守事項等に則り、適正に車上作動処理及びこれに関連する業務を行うものとします。

第11条（車上作動処理における遵守事項）

加入事業者は、別紙の項目を遵守し、エアバッグ類の車上作動処理を実施するものとします。

第12条（再委託の禁止）

加入事業者は、本規約に基づいた業務を第三者に委託してはならないものとします。

第4章 車上作動処理委託料金

第13条（車上作動処理委託料金の支払）

1. 自再協は、別紙第6項に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める車上作動処理委託料金を、加入事業者を支払うものとします。

2. 自再協は、加入事業者による別紙第6項に基づく引渡実施報告のうち毎月末日までに行われた車上作動処理委託料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。

第14条（支払の保留）

1. 自再協は、加入事業者が第7条第1項の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、加入事業者への車上作動処理

委託料金の支払を保留できるものとします。

2. 前項により支払を保留した車上作動処理委託料金は、自再協が車上作動処理等の状況を精査した上、適正と判断する金額を支払うものとします。

第15条（返還請求）

自再協は、加入事業者が本規約第7条第1項(3)(4)に該当するような不適切な請求に基づく支払がなされた場合は、第13条に基づいて支払われた車上作動処理委託料金の返還請求が出来るものとします。

第5章 その他

第16条（業務の調査等）

自再協は、加入事業者が本規約で定める業務を本規約及び関連法令等に基づき確実に履行されているか否かを確認するため、いつにても立ち入り調査等を行うことができるものとします。

第17条（損害賠償）

加入事業者は、加入事業者の故意・過失または自動車リサイクル法、関連法令もしくは本規約に違反する行為により、第三者（自己の役員及び従業員を含みます。）に損害が生じた場合、自らの責任と費用負担において、当該第三者への対応を行い、かつ当該損害の賠償をするものとし、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。

第18条（事業者情報の取扱）

1. 本規約における加入事業者に関する事業者情報とは、事業者名、事業者所在地、法人にあっては代表者個人名、電話番号、車上作動処理料金振込みに係る銀行名・支店名・口座番号等、自動車リサイクルシステム登録申込書（解体業者用）及び車上作動処理の加入申込時に提出する申込書類の記載事項に含まれる情報をいいます。

2. 自再協は前項に規定した加入事業者の事業者情報を、エアバッグ類の車上作動処理に関する業務、車上作動処理委託料金の支払に関する業務、その他本規約に関連する業務以外に使用しないものとします。但し、加入事業者の同意がある場合、当該情報が既に告知又は公用となっている場合、法令等により情報の提供が求められた場合、その他公益上の必要性が認められる場合に自再協は事業者情報を開示・公表することができるものとします。

第19条（機密保持）

加入事業者は、業務上知り得た自動車製造業者等の機密を第三者に開示してはならないものとします。

第20条（権利義務の譲渡等）

加入事業者は、本規約に基づく地位を第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第21条（規約の改訂）

本規約が、加入事業者による車上作動処理登録後の法令改廃により、自動車リサイクル法その他関連法令に適合しなくなった場合、その他自再協が必要と認めた場合、自再協は、加入事業者に通知することにより、本規約の改訂を行なうことができるものとします。

第22条（管轄裁判所）

本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

制定 2004年6月1日

改訂 2009年10月1日

改訂 2010年6月1日

エアバッグ類車上作動処理における遵守事項

加入事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守しつつ、エアバッグ類の車上作動処理を安全且つ適正に行うため、以下に示す事項を遵守することとします。

第1項	車上作動処理実施責任者を明確にし、実務における管理責任体制を確立することとします。
管理責任	
第2項	<p>車上作動処理を行う事業所には、下記書面等を適正に保管するなどしてその内容を容易に確認出来るよう管理し、その内容に変更がある場合には速やかに更新することとします。</p> <p>(1)「エアバッグ類車上作動処理業務規約」 (2)「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」 (3)「車上作動処理委託契約申込書類」の写し (4)自動車製造業者等及び自再協が提供する車上作動処理の方法等に関する情報</p>
規約等の管理	
第3項	車上作動処理を実施するにあたっては、前項における書面等の記載内容に則り、作業を行うこととします。
適正な車上作動処理の実施	
第4項	車上作動処理を行なうにあたっては、作業に伴う発生音が周辺に影響を与えないよう、また発生臭等が作業員及び周辺に影響を与えないように十分に配慮して行なうこととします。万が一近隣からの苦情等が発生した場合には、自らの責任をもって迅速な対応、改善を行うこととします。
発生音・発生臭等への対策	
第5項	本規約に基づく車上作動処理を実施した後、すみやかに車上作動処理実施管理台帳に処理の実施に係る情報を記録し、5年間保管することとします。管理台帳への記録に加え、実施状況を写真で撮影し、保管、閲覧できるようにすることも可能とします。
台帳管理	
第6項	本規約に基づくエアバッグ類の車上作動処理を実施した後、管理台帳における処理実施記録に基づき、すみやかに情報管理センターに引渡実施報告を行うこととします。
移動報告の実施	
第7項	車上作動処理を安全且つ適正に行うため、解体業許可要件に則した施設、設備の維持管理がなされることとします。
施設の維持管理	
第8項	車上作動処理の安全性を維持するため、車上作動処理の実施に必要な工具及びツール類を適正に使用し、点検、保管等を適切に管理することとします。
工具及びツール類の維持管理	
第9項	安全且つ適正な車上作動処理を行なうため、「車上作動処理に関する確認書」及び自動車製造業者等が提供する車上作動処理の方法等に関する情報の内容に沿った作業を、従業員に周知徹底させることを目的とした社内教育を実施することとします。
社内教育の実施	
第10項	本規約に基づき、加入事業者は自再協または自再協が委託した者が行う業務の遂行状況等の確認及び立入り調査等を受入れることとします。
業務の調査等受け入れ	